

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業一覧(実施状況及び効果)

N o	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付金 充当額	事業の実施状況(実績)	事業実施による効果(評価)
1	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	社会福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5年分の住民税非課税世帯(8958世帯)	R6.3.1	R6.5.29	21,729,590	令和5年度の住民税非課税世帯(対象9,319世帯)に対して、1世帯当たり7万円と、子ども1人当たり5万円の給付を行なった。 令和5年度中に既に実施した非課税世帯への給付(3万円)と合わせて1世帯当たり10万円の給付となった。	対象世帯の96.17%に当たる8,958世帯に給付を行うことができ、子どもへの加算も478世帯852人に対して給付を行うことができた。 非課税世帯へは、令和5年度中に既に行った3万円の給付と合わせて合計10万円の給付となったことで、子ども加算と合わせ、物価高に対する低所得世帯への支援として、有効な施策となった。
2	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、調整給付金給付事業	社会福祉課 税務課	【当該事業は令和5年度繰越令和6年度臨時交付金事業No.2と同一事業】 ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③低所得世帯等の給付対象世帯数(3101世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(23115人)	R6.3.1	R7.4.30	707,668,601	【住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業】 令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯(対象1,809世帯)及び、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となった世帯(対象1,453世帯)に対して、1世帯当たり10万円と、子ども1人当たり5万円の給付を行なった。 【調整給付金給付事業】 支給件数 13,026件 支出総額 559,256,397円 (内訳) ・需用費(消耗品費)272,140円 ・役務費(郵送費、広告費、通信費)5,553,459円 ・委託費(委託料)11,600,798円 ・給付費 541,830,000円	【住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業】 令和5年度の均等割のみ課税世帯は、96.90%に当たる1,753世帯に給付を行い、子ども加算も147世帯286人に対して給付を行うことができた。 令和6年度の新たな非課税世帯等は、92.77%に当たる1,348世帯に給付を行い、子ども加算も141世帯244人に対して給付を行うことができた。 非課税世帯だけでなく、均等割のみ課税世帯まで対象を広げたことで、より多くの世帯に対し物価高への支援を行うことができたほか、子育て世帯への支援としても有効な施策となった。 【調整給付金給付事業】 23,115人(扶養親族含む)に対し、総額541,830,000円を給付することにより、定額減税しきれない納税義務者への支援を行うことができた。
4	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(家計急変世帯分)	社会福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②家計急変世帯への給付金 ③家計急変世帯数(12世帯)	R6.4.1	R6.4.12	840,000	低所得世帯への給付金として、令和5年度の住民税は非課税等ではないが、令和5年度中において家計が急変し非課税同等の収入となった世帯(家計急変世帯)に対し、申請に基づき7万円の給付を行った。	12世帯が申請により家計急変世帯として認められ、給付対象となった。非課税世帯等への給付だけでなく、必要とされる世帯に対して支援を行うことができた。
6	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(家計急変世帯分・事務費)	社会福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②家計急変世帯への給付に関する事務費 ③家計急変世帯数(12世帯)	R6.4.1	R6.11.5	1,320	低所得世帯への給付金として、令和5年度の住民税は非課税等ではないが、令和5年度中において家計が急変し非課税同等の収入となった世帯(家計急変世帯)に対し、申請に基づき7万円の給付を行った。給付に伴う事務費として、一件あたり110円の振込手数料がかかった。	12世帯が申請により家計急変世帯として認められ、給付対象となった。非課税世帯等への給付だけでなく、必要とされる世帯に対して支援を行うことができた。 給付は口座振込として、指定口座への確実な給付を行うことができた。
7	令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金事業	社会福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③低所得世帯等の給付対象世帯数(9300世帯)	R7.2.1	R7.5.29	285,697,447	令和6年度の住民税非課税世帯(対象9,077世帯)に対して1世帯当たり3万円と、対象世帯の子ども1人当たり2万円の給付を行った。	対象世帯の96.58%に当たる8,767世帯に給付を行うことができ、子どもへの加算も463世帯820人に対して給付を行うことができた。 国の示す経済対策に基づき、物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯に対して、昨年度までの給付金事業と合わせて継続的な支援を行うことができた。
11	学校給食管理運営事業【R5補正分】	学校給食センター	①物価高騰の影響により、学校給食食材費が高騰していることから、現行の保護者負担では学校給食の安定的な実施が非常に厳しい状況になっている。そのような状況の中で、物価高騰による給食食材費の値上がり分を市が負担することで保護者負担の増加を抑制し、安心・安全な学校給食を提供する環境を維持する。 ②給食食材費の値上がり分経費 ③市立小中学校の児童生徒(教職員及び給食センター職員を除く)	R6.4.1	R7.3.31	21,510,000	実施内容 ・児童生徒が喫食する食材費相当額の合計と保護者が負担する学校給食費の合計との差額を本市が負担することで、保護者負担の増加を抑制し、安心・安全な学校給食を提供する環境を維持した。 事業実績 ・児童生徒が喫食する食材費相当額の合計 224,321,361円 ・保護者が負担する学校給食費の合計 202,812,088円	・物価高騰による給食食材費の値上がり分を市が負担することで保護者負担の増加を抑制することができた。 ・保護者負担の増加を抑制できた市立小中学校の児童・生徒数→5,834人

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業一覧(実施状況及び効果)

N o	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	物価高騰対応重点支援地 方創生臨時交付金交付金 充当額	事業の実施状況(実績)	事業実施による効果(評価)
13	障害福祉施設等物価高騰対策支援事業	障害者福祉課	①障害福祉施設等を利用されている方の負担を増やすことなく、事業所が食材提供を維持できるよう食材費の一部を助成する。 ②食材提供に係る食材費の物価高騰分 ③市内に所在し、利用者に食事を提供している障害者福祉施設	R6.4.1	R7.4.28	7,724,480	【補助対象事業者 7】 【入所系事業所】 対象事業者 1事業者 17,300円 × 298人 = 5,155,400円 【居住系事業所】 対象事業者 3事業者 13,500円 × 114人 = 1,539,000円 【通所系事業所】 対象事業者 6事業者 16円 × 64,380人 = 1,030,080円 ※対象事業者重複有	食事提供を行なう障害福祉施設へ補助することにより、利用者の自己負担額の引き上げを生じさせず、障害福祉施設が提供するサービスの質が保たれる。また、利用者は経済的負担が発生することなく安心して安定したサービスが受けられる。
14	高齢福祉施設等物価高騰対策支援事業	高齢者福祉課	①高齢福祉施設等を利用されている方の負担を増やすことなく、事業書が食事提供を維持できるよう食材費の一部を助成する。 ②物価高騰の影響に伴う食材費の一部を助成する。 ③令和6年4月1日現在において、市内に所在し、利用者に食材を提供している事業所・施設	R6.4.1	R7.4.28	23,426,500	【補助対象事業者】 20法人 【入所・居住系事業所】 17,300円/人×1,215人 =21,019,500円 【通所系事業所】 5,800円/人× 415人 = 2,407,000円	食事提供を行う高齢福祉施設へ補助することにより、利用者の自己負担額の引き上げを生じさせず、高齢福祉施設が提供するサービスの質が維持される。利用者は経済的負担が発生することなく、安心して安定した介護サービスの提供が受けられる。
15	保育施設等物価高騰対策支援事業【R6補正分】	子ども政策室	①物価高騰等の影響により、民間保育園等における給食費の値上げによって生じる保護者への経済的負担の増加を抑制するため。 ②国の定めるひと月あたりの給食費通常価格と、食材費の高騰率(消費者物価指数を参考に算出)を考慮した食材費の額との差額を補助単価とし、園児数に応じて食材費高騰対策補助金として交付 ③私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、私立幼稚園	R6.4.1	R7.3.31	12,533,840	園児数に応じて、国の定めるひと月あたりの給食費通常価格と、食材費の高騰率(消費者物価指数を参考に算出)を考慮した食材費の額との差額に20を乗じた額を補助単価とし、食材費高騰対策として実施した。	民間保育所等における給食費の値上げによって生じる保護者への経済的負担の増加を抑制することができた。
16	保育施設等物価高騰対策支援事業【R5補正分】	子ども政策室	①物価高騰等の影響により、民間保育園等における給食費の値上げによって生じる保護者への経済的負担の増加を抑制するため。 ②国の定めるひと月あたりの給食費通常価格と、食材費の高騰率(消費者物価指数を参考に算出)を考慮した食材費の額との差額を補助単価とし、園児数に応じて食材費高騰対策補助金として交付。 ③私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、私立幼稚園	R6.4.1	R7.3.31	8,789,680	園児数に応じて、国の定めるひと月あたりの給食費通常価格と、食材費の高騰率(消費者物価指数を参考に算出)を考慮した食材費の額との差額に20を乗じた額を補助単価とし、食材費高騰対策として実施した。	民間保育所等における給食費の値上げによって生じる保護者への経済的負担の増加を抑制することができた。